

## 家電リサイクル法の対象機器について

家電リサイクル法対象機器は、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンが対象とされ、粗大ごみとして出せません。

使用済みとなった、これらの製品を廃棄する際には、リサイクル料金が必要となります。



### こんなときには… - Q & A -

#### Q1 対象家電製品を破棄したいのですが？

**A1** 同種の製品の買い替えの場合には、新しく製品を購入する販売店に引取りを依頼してください。廃棄のみの場合には、その製品を購入した販売店に引取りを依頼してください。販売店がわからなくなってしまった場合などには、最寄の郵便局（「料金郵便局振込方式」）に備え付けの家電リサイクル券に必要事項（メーカー、対象製品等）を記載し、リサイクル料金をご負担ください。その後、収集・運搬業者（小平清掃公社 ☎56-2740）に家電リサイクル券を添えて、収集を依頼（別途収集料金が必要）してください。

#### Q2 対象家電製品の廃棄にはどのような料金がかかりますか？

**A2** 対象家電製品を廃棄する場合には、メーカーのリサイクル料金と小売店の収集・運搬料金、2種類の料金がかかります。リサイクル料金は対象製品及び製造メーカーにより、収集・運搬料金は引取りを依頼する小売店ごとに異なるため、それぞれの料金は、小売店またはメーカー等でご確認ください。

## 公営住宅・単身者住宅 入居者募集

#### ■ 申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付し申し込みください。  
～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

#### ■ 申込締切 10月15日(金)

#### ■ その他

入居が決定した場合、**町内在住の所得のある方2名の連帯保証人**（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

#### ◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111（内線242・243）  
鬼鹿支所 ☎57-1111  
達布支所 ☎58-1111

#### ■ 公営住宅

##### ■ 第2旭団地（小平町第3旭町）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S42建築（H2改善）	2DK	42.6㎡	1戸	8,900円～13,200円

※家賃は家族構成や収入によって変動します。  
※入居資格は住居に困窮しており、収入基準月額が原則として15万8千円を超えないこととなっています。  
※詳しくはお問い合わせください。

#### ■ 単身者住宅

45歳未満の独身または単身者（単身赴任等）が入居できます

##### ■ 新興団地（小平町旭町）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①H10建築	1LDK	49.9㎡	1戸	31,000円

##### ■ 学園団地オニィー（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	家賃
①H9建築	1LDK	49.9㎡	3戸	29,000円